

農業経営者の経営安定のため、  
より大きな補償での加入をサポート

＼加入するなら今！／

# 収入保険に**新規加入**する方は 徳島県から**助成金**が受けられます！



## ▶ 助成対象者

収入保険に新規又は継続加入の方で、新たに積立方式に加入する方  
※収入保険に5年間の継続加入が要件です。

## ▶ 助成金額

平均収入を基に算出した積立金の50%

※平均収入＝直近最大4年分の青色申告決算書の農産物平均販売金額

※上限80万円

## ▶ 申請方法

収入保険加入申込時に申請書に記入

※徳島県からの助成金については徳島県農業共済組合までお問合せください

## ▶ 申請期限

個人：令和4年12月末まで

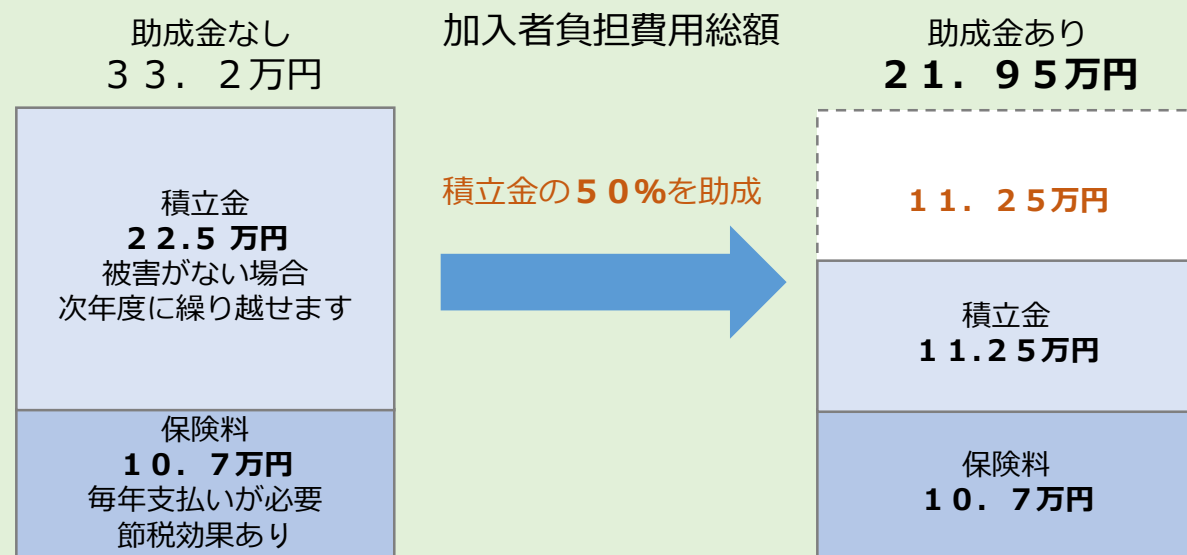
法人：令和5年2月末まで

## 助成金額例

平均収入が1,000万円の方で

保険方式補償割合80%支払率90%、

積立方式補償幅10%支払率90%の最高補償で試算した場合



注) 実際の補償額、保険料、積立金は営農計画や規模拡大、収入上昇特例などを加味して決定しますので、実際の助成割合とは異なります。

# 収入保険に加入で安心経営



経営努力では避けられない様々な  
リスクによる収入減少を補償します



## 加入できる方

### 青色申告を行っている農業者（個人・法人）

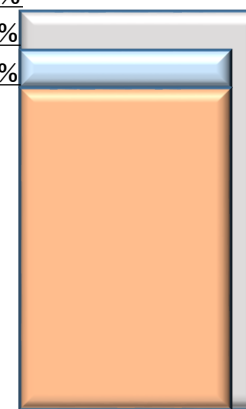
※加入申請時に、青色申告実績（簡易な方式を含む）が1年分あれば加入できます。

※保険期間は税申告期間と同じです。

## 補償・保険料

加入したら約8割の収入が補償される  
のか！安心して経営できるなあ

100%  
90%  
80%



■ **積立方式** ※積立金は掛捨てではありません。

積立方式をプラスして90%を下回った場合！最高9%の収入を補償

※積立金は基準収入の約2%（預け金）

■ **保険方式** ※保険料は経費計上できます。

保険方式で80%を下回った場合、最高72%の収入を補償！

※保険料は基準収入の約1%（経費）

積立方式 保険方式

9% + 72% で81%の収入を補償。

※各割合(%)は最高補償での割合(%)です。

わかりやすい説明動画は  
こちら



保険料等を試算は  
こちら



※収入保険、徳島県助成についての問合せ、お見積り等はお気軽にご相談ください。

## 相談窓口

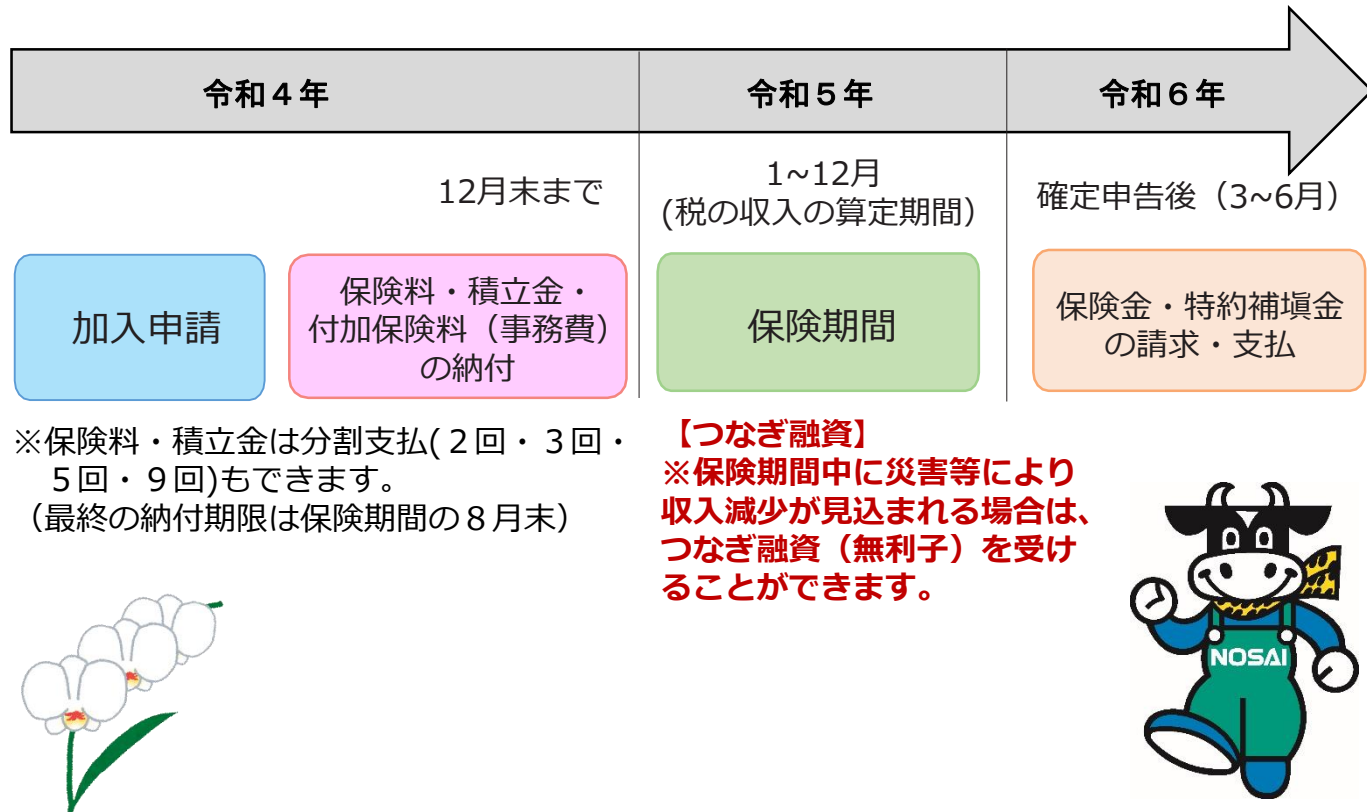
徳島県農業共済組合 **NOSAI 徳島**

- |       |                     |                |
|-------|---------------------|----------------|
| ○本 所  | 徳島市山城西二丁目74番地       | ☎ 088-622-7731 |
| ○南部支所 | 阿南市桑野町中野120番地1      | ☎ 0884-21-1050 |
| ○西部支所 | 美馬市脇町大字猪尻字西上野115番地1 | ☎ 0883-52-3301 |

## 加入・支払い等手続きのスケジュール

※保険期間が令和5年1月～12月の場合のイメージ。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



## 《申込みから支払いまでの流れ》

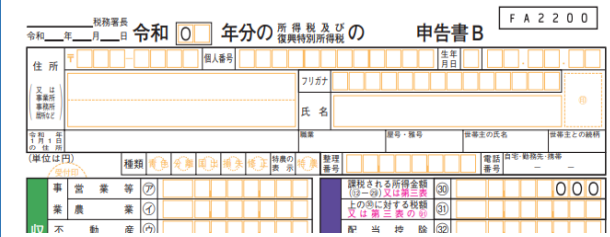
- ①補償額仮設定：** 12月(決算月) 末までに過去4年の平均額または見込収入額を決めていただき仮の補償金額を設定します。
- ②保険料の確認：** 保険料等をご確認いただき分割回数を決めていただきます。
- ③保険料等の納入：** 11月(決算前月) 頃までに加入申込を完了した人は12月(決算月) に分納1回分を納入いただきます。  
※申込完了が12月(決算月) の保険料納入に間に合わなかった場合、分納回数を9回に指定された方は、1月(事業開始月) に分納2回分を併せて納入いただくようになりますので、ご注意ください。
- ④補償額の確定：** 翌年税務申告後、最新年の書類を提出いただき、営農計画等を加味して補償金額を確定します。
- ⑤お支払：** 加入年の税申告前に売上金額を確認し、支払見込み(未収計上)を計算します。税申告後随時支払を予定しています。

## 収入保険加入申込時にご用意いただくもの

### ①：税務申告時に提出した書類の直近4年分の写し

個人の方は・・・H30～R3年

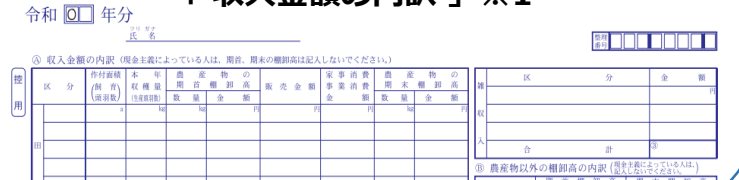
#### 「確定申告書B」



#### 「青色申告決算書(損益計算書)」



#### 「収入金額の内訳」※1

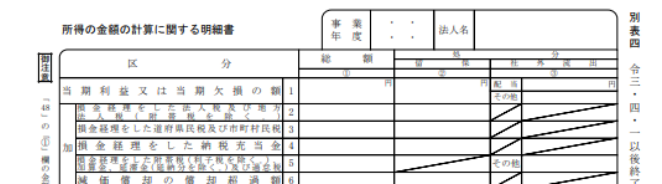


法人の方は・・・H30～R3年の期

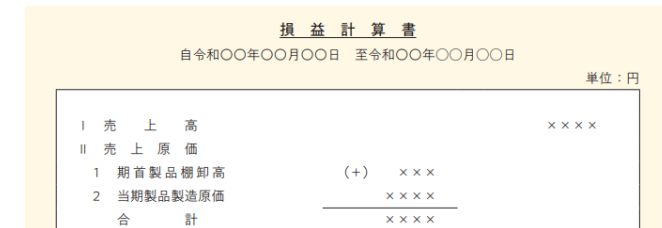
#### 「法人税確定申告書(別表一)」



#### 「所得税の計算に関する明細書(別表四)」



#### 「損益計算書」※1



※損益計算書の様式は法人によって異なります。

- ※1 収入金額の内訳、損益計算書で作物ごとの金額が明記されていない場合は、内訳を確認させていただきます。
- ※写しに関しては原本をご用意いただきましたらNOSAI職員で対応いたします。
- ※過去の税申告書類が手元にない方は、確定申告をした税務署に「保有個人情報開示請求書」を提出することで再発行してもらえます。3週間程度かかりますのでお早めに！
- ※税申告書類を基に徳島県からの助成金の計算を行います。

### ②：ご希望の金融機関口座・お届け印(収入保険の保険料納入・助成金振込先)

注) 振込に必要なため、口座に登録されているフリガナ(通帳表紙裏面に記載)を確認させていただきます。